

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	平成29年7月29日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 佐川急便株式会社 代表取締役 荒木秀夫
	電話 075-691-6500

主たる業種	貨物自動車運送事業						細分類番号	4	4	1	2	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ											
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球規模の環境問題に取り組み、地域社会の発展に貢献します。											
計画を推進するための体制	EMSトップマネジメントを中心に業務上の環境影響の調査、地域社会の発展に貢献します。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	3,308.2 トン	3,421.1 トン	3,342.4 トン	3,356.5 トン	2.0 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	3,633.0 トン	3,017.1 トン	2,938.4 トン	2,952.5 トン	-18.3 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	電力、燃料等の使用量は前年とほぼ同じであったが、温室効果ガスの排出量は僅かに増加した。										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	営業所	事業活動に伴う排出の量 車両台数	12.92	13.57	13.26	13.16	3.17 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント					
	実績に対する自己評価	温室効果ガスの排出量は増加したが、原単位(車両1台)当たりの排出量は減少した。										
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	50.0 パーセント	81.0 パーセント	81.0 パーセント	81.0 パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制										
	(27)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制										
	(28)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	送迎バスの運行										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	拠点駅から送迎を継続しており、公共交通機関の利用を促したことによりマイカー通勤を抑制する事が出来た。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市中心部を中心に環境にやさしい天然ガストラックでの集配を行っています。また、地域の小学校や幼稚園に出向き交通安全教室に合わせて環境授業を行っています。											
特記事項	第一計画期間の超過削減量「1,212トン」のうち、第二計画期間の第3年度分として「404トン」を差し引きする。											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。